

各区保健福祉センター等で実施する各種保健事業にかかる看護師等配置等業務実施要綱

平成 24 年 6 月 1 日制定

（目的）

第 1 条 この要綱は、各区保健福祉センター等で実施する各種保健事業にかかる看護師・歯科衛生士・管理栄養士（以下「看護師等」という。）の配置等業務を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象）

第 2 条 各区保健福祉センター等で実施する各種保健事業とは、次の各事業とする。

- （1） 乳幼児健康診査・BCG接種・被爆者健康診断・風しん抗体検査
- （2） HIV等検査
- （3） 健康増進法に基づく訪問指導
- （4） 健康増進法に基づく訪問口腔衛生指導
- （5） 健康増進法に基づく訪問栄養指導
- （6） 介護保険法に基づくサポート型訪問サービス事業
- （7） 乳幼児歯科健康診査
- （8） 幼児歯科保健個別指導・フッ化物塗布

（実施体制）

第 3 条 前条に定める事業において、看護師等を配置して行う業務は次のとおりとする。

- （1） 乳幼児健康診査・BCG接種・被爆者健康診断・風しん抗体検査
会場設営、乳幼児の計測、医師診察の介助、血液検査における採血等
- （2） HIV等検査
血液検査における採血等
- （3） 健康増進法に基づく訪問指導
対象者の自宅を訪問し、心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図るための指導等
- （4） 健康増進法に基づく訪問口腔衛生指導
対象者の自宅を訪問し、う触・義歯使用状況確認並びに口腔機能等の観察を行い、ブラッシング・義歯取扱の指導・口腔機能の維持向上のための指導等
- （5） 健康増進法に基づく訪問栄養指導
対象者の自宅を訪問し、生活基盤である適切な食生活を確保し、心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図るための指導等

(6) 介護保険法に基づくサポート型訪問サービス事業

対象者の自宅を訪問し、閉じこもり・認知症・うつの予防に関する指導、口腔機能向上のための指導、食環境の指導、事前事後のアセスメント等

(7) 乳幼児歯科健康診査

会場設営、歯科医師診察の介助、カンファレンスでの結果報告等

(8) 幼児歯科保健個別指導・フッ化物塗布

会場設営、歯科保健個別指導、フッ化物塗布等

2 前項に定める業務を行う看護師等の配置等を行うため、次の業務を行う。

(1) 各種保健事業に携わる看護師等統括業務

各区保健福祉センター等における看護師等の直接雇用にかかる各種業務の進捗管理、看護師等への指導・研修の統括、各関係先との連絡調整等

(2) 各種保健事業に携わる看護師等連絡調整業務

各区保健福祉センター等にかかる看護師・歯科衛生士・管理栄養士の人材確保、人材育成（研修等）、配置計画の作成、看護師・歯科衛生士・管理栄養士との連絡調整及び指導等

(3) 各種保健事業に携わる看護師等連絡調整補助業務

各種保健事業に携わる看護師等の雇用、配置、調整にかかる業務の補助及び勤務時間管理、各種社会保険適用にかかる連絡調整、給与計算、各関係先との連絡調整等

(所属)

第4条 前条第1項に定める業務を行う者のうち、第6号については福祉局、第7号及び第8号についてはこども青少年局、その他については健康局に所属する。

2 前条第2項に定める業務を行う者は、前条第1項に定める業務を所管する所属長の依頼等に基づき、健康局に所属する。

(実施細目)

第5条 この要綱の実施について必要な事項は、健康局健康推進部健康施策課長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。